

青梅市火葬場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律にもとづく標準化基準に適合する戸籍情報システムへの移行に伴い、火葬場の使用の承認について、文言を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市火葬場条例の一部を改正する条例

青梅市火葬場条例（昭和 2 6 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の前の見出しならびに同条および第 3 条、第 6 条第 1 項ただし書ならびに第 9 条（見出しを含む。）中「承認」を「許可」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 2 月 2 4 日から適用する。